

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

かしまし ふくしじむしよ
鹿島市福祉事務所

1. 生活保護とは

病気やケガ・心身障害・高齢・ひとり親家庭などの理由で、十分な就労ができず、世帯の収入が少なく生活に困っている家庭（世帯単位）に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力で生活できるようになるための手助けをする制度です。

次のような、あらゆる手をつくしても、自分たちの力では、生活ができないときに、受けることができます。

- (1) 働ける人は能力に応じて働いて生活する。
- (2) 資産等（例えば、自動車、土地、建物、宝石、貴金属など）で売ったり貸したりできるものは、生活のために利用する。
- (3) 預貯金、生命保険、各種の社会保険・年金・手当など、利用できるものはすべて生活のために利用する。
※ 各種の社会保険…健康保険・雇用保険・労災補償保険・介護保険など。
- (4) 扶養義務者（親・子ども・兄弟姉妹・祖父母・孫など）からできるだけ援助をしてもらう。

2. 生活保護の申請・開始日

生活保護を受けるためには、申請権者が福祉事務所に申請しなければなりません。

（法7条） ※ 申請権者…①保護を必要とする人 ②扶養義務者 ③同居の親族

生活保護は、原則として、申請された日以降において、その方が生活に困っている状態にあると、福祉事務所が判定した日（通常は申請日）から開始になります。

3. 生活保護の決め方

生活保護の申請をされると地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問をして必要な調査をします。また、生活保護法に基づく各種の調査も行います。

福祉事務所は、この調査をもとに生活保護を開始すべきか否かの決定を行いますから、調査には協力してください。

生活保護費は、国が定めた「保護の基準」と「世帯の収入」を対比して算定します。世帯の収入が「保護の基準」に満たない額を扶助します。（月単位）

4. 生活保護の種類

- (1) 生活扶助……衣食その他、日常生活のために必要な経費
- (2) 教育扶助……義務教育を受けるのに必要な費用（教材費、給食費など）
- (3) 住宅扶助……家賃・地代等、住居の維持のために必要な費用
- (4) 医療扶助……病気やけがで医療機関にかかる費用
- (5) 介護扶助……介護保険の要介護者、要支援者の介護に必要な費用
- (6) 出産扶助……出産のための費用
- (7) 生業扶助……高校等の就学費、仕事を始めたり、仕事を習うときの費用
- (8) 葬祭扶助……葬祭に必要な費用

5. 保護費の支給は

保護費は、毎月定められた日（支給日）に支給します。

支給日以外の日には、保護費の支給はできません。

6. 地区担当員

それぞれの地区を担当する地区担当員（ケースワーカー）は、生活保護を決定実施するために家庭訪問や生活の維持向上のための助言等を行います。

地区担当員には、秘密を守る義務がありますので、職務で知り得た個人のプライバシーを他に漏らすことはありません。

わからないこと、困ったことは、遠慮なく地区担当員に相談してください。

7. 民生委員

民生委員は、生活保護をはじめ福祉全般についての協力者として、地域の人たちの相談に応じています。

民生委員には秘密を守る義務がありますので、困ったことがありましたら安心して相談して下さい。

8. 生活保護を受ける人の権利（法56条・57条・58条）

- (1) 正当な理由なく、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護金品には、租税、その他の公課を課せられることはありません。
- (3) 保護金品、または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

9. 生活保護を受ける人の義務（法59条～63条）

- (1) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (2) 働ける方は、能力に応じて働いてください。
- (3) 健康の保持及び増進に努め、常に支出の節約を図るなどして、自分の生活を維持・向上させる努力をしてください。
- (4) 病気やケガの療養中の方は、自立に向けて治療に専念してください。
- (5) 次の場合は、すぐに福祉事務所（地区担当員）に届け出てください。
 - ・収入が増えたり、減ったりしたとき
 - ・仕事を始めるとき、仕事を変わったとき
 - ・入院・退院したとき
 - ・家族が増えたり、減ったりしたとき
 - ・その他、日常生活に変わったことがあったとき
- (6) 福祉事務所が指定した書類（収入申告書、求職活動報告書、給与証明書など）を定期的に提出しなければなりません。
- (7) 交通事故に遭った場合は、すぐに福祉事務所に報告してください。
(示談金等は、原則として福祉事務所に返還してもらわなければなりません)
- (8) 次のような行為は、厳に慎んでいただかなければなりません。
 - ・認められていない自動車・バイクの運転や所持（他者の車の使用も不可）
 - ・他からの借金（未届の借金は収入になります。）
 - ・居宅に世帯員以外の者を長期間居住させること
 - ・居宅以外で長期間生活すること（入院・入所を除く）
 - ・主治医の指示以上の日数、医療機関にかかること
 - ・福祉事務所に届け出なく、生命保険や損害保険の契約をすること
- (9) 保護を実施する上で必要な、福祉事務所の指導や指示には従わなければなりません。
次のような場合には、文書での指導指示が行われます。
 - ・認められていない自動車・バイクの運転をしたとき（他者の車の使用も含む）
 - ・病気やケガの治療に専念しないとき
 - ・働ける状態にあるのに、働こうとしないとき
 - ・病人や子どもの世話が不要でなくなったのに、働こうとしないとき
 - ・働いていても、本人の能力や健康状態などから、十分な収入を得ているとは認められないとき
 - ・活用（売却・賃貸等）できる資産があるのに、活用しないとき
 - ・支出の節約を図るなどの、生活の維持向上に努力しないとき

※ 以上の義務が守れない場合や指導・指示に従われない場合には、生活保護の変更・停止・廃止になることがあります。

10. 医療機関にかかる場合

- (1) 病気やケガの治療で医療機関にかかりたいときは、福祉事務所に書類を取りに来てください。
- (2) 緊急^{きんきゅう}で福祉事務所に来ることができない場合には、電話などで地区担当員に連絡して下さい。(夜間・休日^あの場合には、翌日^{よくじつ}、または休日明けに連絡して下さい)

11. 保護費^{へんかん}の返還^{ちやうしゅう}と徴収^{ていしゅう} (法63条・78条・85条)

- (1) 資力^{しりょく}がありながら保護^{へんかん}を受けたときは、返還^{へんかん}しなければなりません。
- (2) 収入^{しんこく}が有りながら申告^{しんこく}をしなかったり、収入^{しんこく}を少なく申告^{しんこく}したり、多額^{たがく}の預貯金^{よちよきん}を隠^{かく}していたりする等の不正^{ふせい}な手段^{しゅだん}により保護^{へんかん}を受けたときは、不正受給^{じゆきゅう}として、費用^{ひようちやうしゅう}徴収^{ていしゅう}の処分^{しよぶん}、保護^{ていし}の停止^{はいし}・廃止^{へんこく}・変更^{けいじぼつ}や刑事罰^{ぼつそく}、その他の罰則^うを受けることがあります。

12. 保護の決定に不服がある場合 (法64条)

生活保護制度には、当然^うに受けられるべき保護^うが正当な理由なく受けられなかったときや福祉事務所の決定した保護^うの内容に違法な点があると考えられるときは、(不服があるときは、) 県知事^{しん させいきゅう}に審査請求^{しん させいきゅう}をすることができます。

13. 生活保護を受けると申請により減免^{げんめん}されるもの・資格^{うしな}を失うもの

- (1) 国民年金^{かききん}の掛金
- (2) NHK放送受信料
- (3) 住民税、固定資産税
- (4) 高校の授業料
- (5) 国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証は、生活保護を受けている期間^{ほけんけんこうか}は使えませんので、市役所の保険健康課^{ほけんけんこうか}に返して下さい。(資格喪失^{そうしつ})

問い合わせ先 (連絡先)

鹿島市福祉課 生活保護係

電話：0954-63-2116 (直通)